

資 料 編

1. 用語解説 資料－1
2. 豊中市食育推進協議会設置要綱 資料－2
3. 豊中市食育推進協議会委員名簿 資料－4
4. 豊中市食育推進計画連絡会議設置要綱 . . . 資料－5
5. 計画策定経過 資料－9
6. 数値目標 資料－10
7. 食育推進計画 関連事業一覧 資料－12

1. 用語解説

【ア行】

オーラルフレイル	加齢とともに、食べこぼしたり、むせたり、食材が噛みにくくなるなど、口腔機能が軽度なレベルで衰えること。身体のフレイルの一つであるが、早めに気づいて対応することで、健康な状態に戻ることができる。
----------	--

【カ行】

共食(きょうしょく)	だれかと食事を共にすること。単に食事を共にするだけでなく、食に関する様々な行動「食行動」を共有することまで含む。食事の準備作業、知識の伝達、技術の向上、会食などを通じて、健康で社会的な活動を創出することも期待される。
健康格差	地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差。
コミュニティーソーシャルワーカー	高齢者・障害のある人・子どもなど社会福祉の分野にとらわれず、課題を総合的に把握し、必要な支援をするために中心的な役割を担う。

【サ行】

下処理済み食材	洗う、切る、ゆでる、加熱するなどの下ごしらえがされている食材。手軽に調理ができる上、必要な量だけ購入できるため、食品ロスの削減にもつながる。
---------	--

【タ行】

低栄養	健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態。高齢になると、食事の量が減ったり、偏った食事をしたりする傾向にあるため、低栄養になるリスクが高まる。
-----	--

【ナ行】

中食(なかしょく)	「外食」と家庭で調理する「内食」の中間で、総菜を購入したり、調理済み食品を使って、家庭で食事をする。
-----------	--

【ハ行】

フレイル	加齢とともに心身の機能が衰えた状態のこと。早めに気づいて対応することで、要介護状態になる可能性を下げるができる。
------	--

【ラ行】

ロコモティブシンドローム	「運動器の障害」により「要介護になる」リスクの高い状態になること。
--------------	-----------------------------------

2. 豊中市食育推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条の規定に基づき、策定した「豊中市食育推進計画」（以下「食育推進計画」という。）の進行管理や評価について意見交換等を行うことを目的に、豊中市食育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する関係機関及び関係団体の代表
- (2) 農業者及び農業に関する団体の代表
- (3) 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体の代表
- (4) 子どもの保護者の代表
- (5) 地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者
- (6) 消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体の代表
- (7) 食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアの代表
- (8) 市民

3 前項第8号に規定する者は、公募により2名を選考するものとする。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は前条第2項第8号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、会長が委員の中から指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、市長が招集し開催する。

（関係者の出席等）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部保健所保健医療課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成19年（2007年）6月1日から実施する。

2 この要綱の実施後最初に招集される協議会並びに会長及び副会長に事故がある場合その他会長の職務を行うものがない場合における協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行う。

附 則

1 この要綱は、平成20年（2008年）6月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成21年（2009年）4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成24年（2012年）4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成27年（2015年）4月1日から実施する。

3. 豊中市食育推進協議会委員名簿

平成 29 年（2017 年）7 月 1 日現在

区分	氏名	団体名	役職名
①	河中 弥生子	大阪青山大学 健康科学部 健康栄養学科	准教授
	◎林 宏一	武庫川女子大学 生活環境学部 食物栄養学科	教授
②	蛸谷 みさ	豊中市立小学校長会	豊中市立上野小学校校長
	栗林 聡明	豊中市立中学校長会	豊中市立第九中学校校長
	田中 伸生	連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会	事務局長
	○地寄 剛史	豊中市医師会	会長
	得 喜成	豊中市民間保育園連合会	総務委員長
	友国 富夫	豊中市私立幼稚園連合会	副会長
	星名 拓治	豊中市歯科医師会	副会長
	南 英亘	豊中市老人クラブ連合会	会長
	森川 幸次	豊中市薬剤師会	常務理事
③	山田 徹	豊中市農業経営者協議会	会長
④	小早川 謙一	豊中商工会議所	参与
⑤	村山 慈人	豊中市 P T A 連合協議会	副会長兼書記
⑥	櫻井 徳子	とよなか消費者協会	副会長
⑦	岸田 興次	とよなか市民環境会議アジェンダ 2 1	学校菜園アドバイザー
	永井 敏輝	豊中市健康づくり推進員会	会長
	三谷 郁子	豊中地域活動栄養士会トゥディ	
⑧	竹村 まどか	市民公募	
	八木 和栄	市民公募	

◎会長 ○副会長

区分毎に 50 音順(敬称略)

【区分】

- ①地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者（学識経験者）
- ②教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する関係機関及び関係団体の代表
- ③農業者及び農業に関する団体の代表
- ④食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体の代表
- ⑤保護者の代表
- ⑥消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体の代表
- ⑦食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアの代表
- ⑧市民

4. 豊中市食育推進計画連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 「豊中市食育推進計画」の進行管理を行い、食育の推進を効果的に行うため、豊中市食育推進計画連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画に係る基本方針に関すること。
- (2) 計画に係る施策の推進調整に関すること。
- (3) 計画に係る調査、研究に関すること。
- (4) その他計画の推進に必要な事項。

(組織)

第3条 連絡会議は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 連絡会議の委員長は健康福祉部長、副委員長は健康福祉部保健所長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

(実務担当者会議)

第5条 連絡会議に必要な、調査、研究及び検討を行わせるため、実務担当者会議を設置することができる。

- 2 実務担当者会議は、別表2に掲げる課及び機関に所属する者の中から、所属長の推薦を受けた者をもって充てる。
- 3 実務担当者会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 実務担当者会議に部会を設けることができる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 連絡会議及び実務担当者会議の事務局は、健康福祉部保健所保健医療課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1

委員長	健康福祉部長
副委員長	健康福祉部保健所長
危機管理課長	
人権政策課長	
政策企画部	広報広聴課長
都市活力部	スポーツ振興課長 産業振興課長
環境部	公園みどり推進課長 減量計画課長
市民協働部	くらし支援課長
健康福祉部	地域福祉課長 障害福祉課長 高齢者支援課長 衛生管理課長 保健予防課長 健康増進課長
こども未来部	こども相談課長 こども事業課長
市立豊中病院	栄養管理部長
教育委員会	生涯学習課長 読書振興課長 公民館長（※） 学校教育課長 学校給食課長
農業委員会	事務局長

※中央公民館、千里公民館、螢池公民館、庄内公民館のいずれか

別表 2

危機管理課	
人権政策課	
都市活力部	スポーツ振興課 産業振興課
環境部	公園みどり推進課 減量計画課
市民協働部	くらし支援課
健康福祉部	地域福祉課 障害福祉課 高齢者支援課 衛生管理課 保健予防課 健康増進課
こども未来部	こども相談課 こども事業課
市立豊中病院	栄養管理部
教育委員会	生涯学習課 読書振興課 公民館（※） 学校教育課 学校給食課
農業委員会事務局	
（社福）豊中市社会福祉協議会	

※中央公民館、千里公民館、螢池公民館、庄内公民館のいずれか

5. 計画策定経過

年度	時期	策定経過
平成 29 年 (2017 年)	6 月 5 日 6 月 6 日	○第 1 回実務担当者会議 ・「豊中市食育推進計画」とは ・平成 28 年度年次報告書について ・「食と健康に関するアンケート調査」結果報告 ・「(仮称) 第 3 期豊中市食育推進計画」の方向性と策定までのスケジュール ・各所属の取組
	6 月 19 日	◇第 1 回食育推進計画連絡会議 ・「豊中市食育推進計画」および「平成 28 年度版年次報告書」について ・平成 29 年度保健所の取組「保健所血管プロジェクト-H29. 減塩」について ・「食と健康に関するアンケート調査」結果報告 ・「(仮称) 第 3 期豊中市食育推進計画」について
	8 月 30 日	◆第 1 回食育推進協議会 ・平成 28 年度食育推進計画年次報告書について ・「(仮称) 第 3 期豊中市食育推進計画」の策定について ・「保健所血管プロジェクト-H29. 減塩について」
	9 月 26 日	○第 2 回実務担当者会議 ・「(仮称) 第 3 期豊中市食育推進計画」にかかる重点課題と基本方針等について
	10 月 24 日	◇第 2 回食育推進計画連絡会議 ・「(仮称) 第 3 期豊中市食育推進計画(骨子案)」について
	11 月 15 日	◆第 2 回食育推進協議会 ・「(仮称) 第 3 期豊中市食育推進計画(素案)」について
	12 月 19 日	○第 3 回実務担当者会議 ・「(仮称) 第 3 期豊中市食育推進計画(素案)」について
平成 30 年 (2018 年)	1 月 17 日	◇第 3 回食育推進計画連絡会議 ・「(仮称) 第 3 期豊中市食育推進計画(素案)」について
	2 月 7 日	◆第 3 回食育推進協議会 ・「(仮称) 第 3 期豊中市食育推進計画(素案)」について
	3 月 1 日 ～22 日	パブリックコメント
	第 3 期豊中市食育推進計画策定	

6. 数値目標

目標		現状 (平成 28 年度)	目標値 (平成34 年度)
I 食育に関する情報を正しく理解して、実際に行動しよう			
★食育に関心を持っている人の増加			
	幼年期(0～5 歳)の保護者	87.7%	95%
	少年期(6～15 歳)の保護者	86.0%	95%
	16～19 歳	46.8%	95%
	20 歳代	63.1%	95%
	30 歳代	72.8%	95%
	40 歳代	69.5%	95%
	50 歳代	61.3%	95%
	60 歳代	59.1%	95%
	70 歳代以上	59.9%	95%
★災害時に活用できる保存食や飲料をまったく備蓄していない人の減少			
	幼年期(0～5 歳)の保護者	18.4%	10%
	少年期(6～15 歳)の保護者	14.0%	10%
	16～19 歳	27.0%	10%
	20 歳代	20.9%	10%
	30 歳代	21.1%	10%
	40 歳代	21.7%	10%
	50 歳代	18.3%	10%
	60 歳代	14.1%	10%
	70 歳代以上	17.8%	10%
★塩分を抑えた食事を心がけている人の増加			
	20 歳代	58.8%	65%
	30 歳代	66.7%	70%
	40 歳代	71.4%	75%
	50 歳代	79.1%	85%
	60 歳代	81.5%	85%
II 生活リズムを整え、バランスのとれた食生活を実現しよう			
★朝食を食べる頻度が週に2～3回以下の人の減少			
	少年期(6～15 歳)	4.6%	0%
	16～19 歳	8.1%	5%
	20 歳代	21.9%	15%
	30 歳代(男性)	18.2%	15%
	40 歳代(男性)	20.1%	15%
★主食・主菜・副菜がそろった食事を1日2回以上摂っている人の増加			
	20 歳代	46.5%	70%
	30 歳代	52.8%	75%
	40 歳代	58.5%	80%
	50 歳代	59.9%	80%

目標		平成 28 年度 調査結果	目標値 (平成34 年度)
Ⅲ おいしく、楽しく、食事をしよう			
★食事が楽しいと感じる人の増加			
	幼年期(0～5 歳)の保護者	80.6%	90%
	20 歳代	76.4%	85%
	30 歳代	81.8%	85%
	40 歳代	81.9%	85%
	50 歳代	77.2%	80%
	60 歳代	74.9%	80%
	70 歳代以上	63.1%	80%
Ⅳ 食べる物、食べることを大切にしよう			
★食べ残しを減らす努力を必ずしている人の増加			
	16～19 歳	62.2%	65%
	20 歳代	64.1%	65%
	30 歳代	57.3%	65%
	40 歳代	60.2%	65%
	50 歳代	65.7%	65%
	60 歳代	56.8%	65%
	70 歳代以上	57.8%	65%
Ⅴ 歯や口の健康を維持・増進しよう			
★かかりつけ歯科医を持つ人の増加			
	幼年期(0～5 歳)	39.5%	45%
	少年期(6～15 歳)	71.5%	75%
	16～19 歳	36.9%	40%
	20 歳代	30.6%	35%
	30 歳代	37.5%	40%
	40 歳代	41.5%	45%
	50 歳代	51.8%	55%
	60 歳代	52.7%	55%
	70～74 歳	68.0%	70%
	75 歳以上	61.0%	65%
★歯間ブラシ・デンタルフロスを使用している人の増加			
	16～19 歳	40.5%	50%
	20 歳代	42.5%	50%
	30 歳代	57.3%	65%
	40 歳代	64.3%	75%
	50 歳代	70.9%	80%
	60 歳代	62.2%	75%
	70～74 歳	64.9%	75%
	75 歳以上	50.9%	60%
Ⅵ 意識せずに食育を実践できる環境をみんなで実現しよう			
★健康的なメニューを提供する飲食店等の増加		3(※1)	増加
★「うちのお店も健康づくり応援団の店」登録店舗数の増加		467(※2)	520

※1 平成 30 年 1 月末時点

※2 平成 28 年度末時点